

下水道等によるトイレの水洗化を推進しています

下水道は、生活環境の改善と公共水域の水質保全を目的に整備されています。公共下水道が利用できる区域にお住まいの方は、下水道法により、下水道を利用できるようになった日から3年以内に下水道に接続することとなっておりますので、まだ下水道に接続されていない方は、できる限り早期の接続をお願いします。

また、下水道が整備されていない地域では、浄化槽による水洗化を推進しています。浄化槽を設置される方は、下記補助金の交付対象となりますので、役場下水道係までお問い合わせください。

下水道設置にかかる費用について

1. 受益者負担金

下水道の施設は、道路や公園のような一般の公共施設と違って、利用できる地域の方（受益者）に限られています。このため、下水道の建設費を税金だけでまかなうことにすると、下水道の恩恵が受けられない方々まで負担をかけることとなりますので、下水道の建設費の一部を受益者の方々に負担していただくものです。

★負担金額

〔公共下水道・・・・・・・・都市計画区域〕 300円/㎡×敷地面積（㎡） 最高額50,000円

〔特定環境保全公共下水道・・・・その他の区域〕 1戸当たり 50,000円

★支払い方法

下水道使用開始時に1回だけお支払いいただきます。

2. 下水道使用料

基本料金(1カ月)		超過料金	
水量	料金	水量	料金
10m ³ まで	1,980円	1m ³ 増すごとに	190円



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

下水道使用料は、処理場の運転、下水道管渠の清掃や補修など下水道施設の維持管理費用の一部に充てられています。

◇下水道利用上の注意点

水に溶けないもの、油など流れにくく低温で固まりやすいものは、下水道管が詰まる原因となり、下水道が使用できなくなる場合があります。その結果、利用者全体に迷惑がかかることとなりますので、絶対にやめましょう。いつでも快適に下水道を使用できるようご協力をお願いします。

浄化槽を設置する方への補助

浄化槽は、効率的に生活排水を処理することができ、私たちの水環境を保全する大切な役割を持っています。町では、下水道が整備されない地域で浄化槽を設置される方に、次のとおり補助金を交付しています。

★補助金の額

浄化槽の本体設置工事費の50%の額（万円未満切り捨て）

人槽別の限度額は右表のとおり

★補助の対象となる浄化槽

町が定める基準に適合した小型浄化槽

※注意 次のような場合は補助を受けられません。

- 下水道計画区域に設置する場合
- 浄化槽法および建築基準法に基づく届出をしないで設置した場合
- 工事や事業所または販売目的など、居住以外の目的で設置する浄化槽の場合
- 住宅（土地）を借りている方で、賃貸人の承諾を得られない場合



補助基準表

人槽区分	補助金限度額	備考 (人槽の算定)
5人槽	550,000円	延べ床面積が130㎡以下
7人槽	670,000円	延べ床面積が130㎡超
10人槽	920,000円	2世帯住宅